

全国515商工会議所・125万事業者の力で実現!

各地商工会議所
日本商工会議所

令和6年度 税制改正のポイント **速報**

- 特例承継計画の提出期限の延長(2年)
- 賃上げ税制における繰越控除措置(5年)の創設
- 交際費から除外される飲食費上限の引上げ(1万円)など、**商工会議所の要望が数多く実現!**

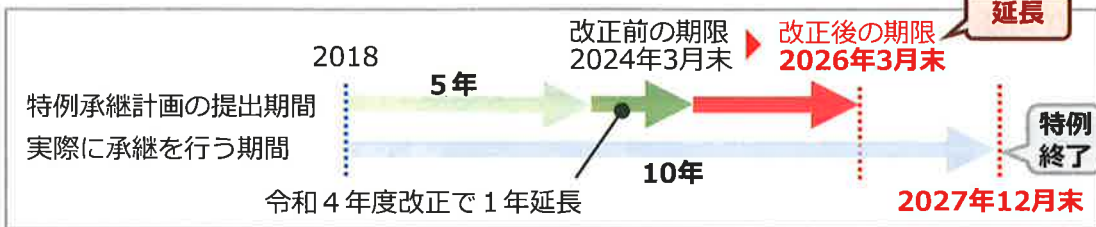
日商「税制改正 特設サイト」▶



I. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

1. 事業承継税制(特例措置)における特例承継計画の提出期限の延長(2年)

- ▶ 特例措置を活用するための前提となるエントリーシート(特例承継計画)の提出期限が2年延長、新たな提出期限は2026年3月まで。一方で、実際に承継を行う期限である2027年12月末については、「今後とも延長を行わない」旨が明記された



事業承継税制(特例措置)とは
先代から自社株を贈与・相続するときの税負担が100%猶予(一定要件を満たすと免除)される制度。10年間の時限措置

制度の紹介チラシ▶



2. 経営資源集約化税制(中小企業事業再編投資損失準備金)の延長(3年)・拡充

- ▶ M&A実施後のリスクに備えるため、M&A実施時に投資額の一定比率の金額を損金算入できる措置が3年延長
- ▶ 中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aに対し、積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設

① 経営力向上計画の認定

② M&A実施に準備金を積立 [損金算入]
(株式等の取得対価の最大100%以下)

③ 据置期間(最長10年)

④ 簿外債務等の発覚時に準備金の取り崩し [益金算入]

⑤ 据置期間終了後、5年かけて均等取崩 [益金算入]

(※) 株式譲渡が対象(事業譲渡は対象外)かつ、株式の取得価額が10億円以下の場合に限る

拡充

中堅・中小グループ化税制
(積立率や据置期間を深掘りする措置)

① 税制の対象に中堅企業も追加

② 積立率の拡大(現行:70%以下)

2回目M&A 90%以下
3回目以降M&A 100%以下

③ 据置期間の長期化(現行:5年)

10年

※株式の取得価額が1億円以上100億円以下が対象
※産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。過去5年以内にM&Aの実績が必要

II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

3. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長(3年)・拡充(繰越控除(5年)の創設)

控除上限: 法人税額等の20%

- ▶ 特例措置を3年延長するとともに、賃上げの裾野をさらに広げるため、**繰越控除措置(5年)**が創設

- 税額控除の繰越控除期間としては**過去最長!**
- 商工会議所は、繰越控除措置の導入を昨年から要望しており、今年実現

- ▶ 教育訓練費の上乗せ措置の要件緩和
- ▶ 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業への上乗せ措置の創設

- 控除率が**最大45%**に拡大(現行40%)

	中小企業(資本金1億円以下)	
	要件	控除率(最大45%)
基本	雇用者全体の給与総額増加率 +1.5%以上	給与増加額 × 15%
繰越控除措置		繰越期間5年 新設 (※1)
上乗せ①(賃上げ)	対前年度 +2.5%以上	+15%
上乗せ②(教育訓練費)	対前年度(※2) +5%以上 (現行+10%以上)	+10% 緩和
上乗せ③(両立支援等)	「くるみん」または「えるぼし2段階目」の認定を受けた企業は +5%上乗せ	新設

(※1) 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能

(※2) 新たに「当期の給与総額の0.05%以上」が要件として追加

4. 中堅企業向け賃上げ促進税制の創設 **新設**

- ▶ 賃上げ促進税制の中に、従業員数2,000人以下を対象とする**中堅企業枠**を創設
- ▶ **継続雇用者の給与総額増加率+3%以上で税額控除10%(+4%以上で税額控除25%)**

裏面に続く

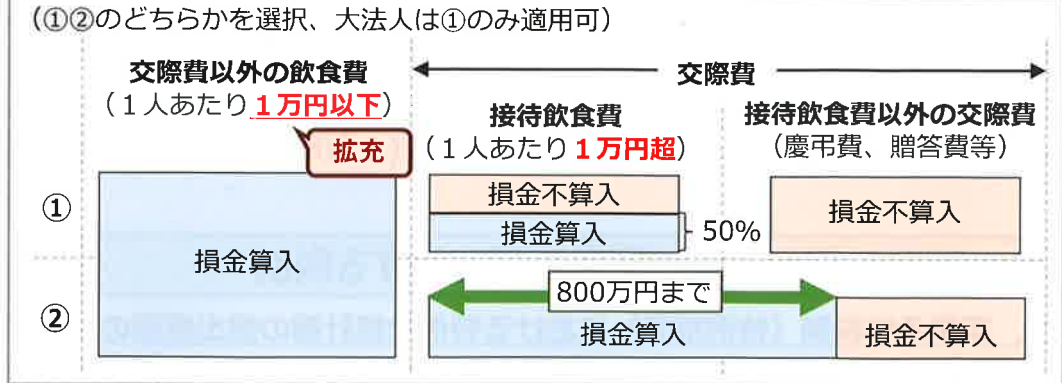
II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制 (続き)

5. 交際費課税特例の延長 (3年)・拡充 (飲食費上限の引上げ(1万円))

- 交際費を800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置が3年延長
- 交際費から除外される飲食費 (1回1人あたり) の上限5,000円が**倍額となる1万円**に引上げ



- 現行の5,000円から大幅拡充。2006年に定められて以来変更なく、**18年ぶりの改正!**
- 商工会議所は2010年から要望しており、**長年の要望が遂に実現!**
- 今後、使う側である企業自身が、従来の5,000円を基準とした**社内規定や慣例を変えることが重要**



6. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長 (2年)

- 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度に、即時償却 (全額損金算入) が可能な措置が2年延長

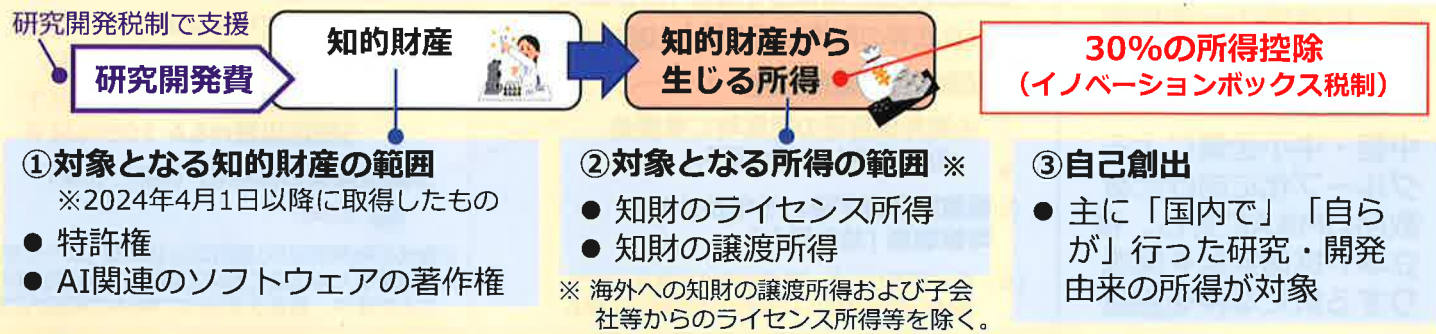


7. 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の延長 (3年)

- 地価の急激な変動に伴う固定資産税への影響を緩和する措置 (負担調整措置)、および地方自治体の条例によって固定資産税負担の上昇を抑制する制度 (条例減額制度) が延長

8. イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の創設 **新設**

- わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産 (特許権やAI関連のプログラムの著作権) から生じる所得に減税措置を適用する制度
- 所得控除率は30%。措置期間は7年 (2025年4月1日施行)



9. 地域未来投資促進税制の拡充

- 地域経済に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業 (※) の設備投資を促進するため、中堅企業枠を創設し、税額控除率を最大6%に拡充
- (※) 産業競争力強化法において規定

10. 地方拠点強化税制の延長 (2年)・拡充

- 本社機能の地方への移転や地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置が2年延長
- 税制の対象となる施設を拡充 (インサイドセールス部門やオフィス内に整備する保育施設 等)

III. その他税制

11. 大企業の減資等による

“外形標準課税逃れ”に対する措置

商工会議所の強い要望により、現在、外形標準課税の対象外である中小企業 (およびその子会社) は、引き続き対象外!

見直し① (大企業の減資対策)

2025年4月施行
 ※公布日以降施行日までの減資も対象

- 現行の資本金1億円基準は維持
- 前事業年度に外形対象の法人は、資本金1億円以下になっても、資本金+資本剰余金が10億円超の場合は外形対象

見直し② (大企業の子会社化対策)

2026年4月施行

- 資本金+資本剰余金が50億円超の外形対象法人の100%子会社のうち、資本金1億円以下で、資本金+資本剰余金が2億円超は外形対象

12. 所得税・住民税の定額減税

- 2024年6月以降の源泉徴収・特別徴収等により、1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の減税

13. 防衛力強化に向けた財源確保

- 防衛費の増税 (法人税・所得税・たばこ税) について2025年の増税は見送り

商工会議所の経営支援・地域活性化事業等 に利用可能な各省庁等予算

〔令和 5（2023）年度補正予算・令和 6（2024）年度当初予算案〕

【1月17日時点版】

2024年1月
日本商工会議所

Ⅱ. 主な事業者向け補助金等 ※商工会議所が経営指導の一環で申請書等の作成支援を行うことが想定されているものです。

※「補」:令和5(2023)年度補正予算/「当」:令和6(2024)年度当初予算案/「他」:その他

事業の種類	枝番	頁	事業名	日商 経由	区分
1. 中小企業生産性革命推進事業(ものづくり、IT、販路開拓等支援) 関連事業	①	98	小規模事業者持続化補助金【一般型】(中小企業生産性革命推進事業[複数年度予算事業]の一部)		他
	②	100	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり等補助金)【通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠】(中小企業生産性革命推進事業の一部)		補
	③	101	IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)		補
2. 地方公共団体による販路開拓等支援	—	102	地方公共団体による小規模事業者支援推進事業		当
3. ものづくり・サービス開発・設備投資等支援(1.を除く)	①	105	中小企業省力化投資補助事業(中小企業等事業再構築促進事業を再編)		補
	②	107	成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)		当
4. 金融支援 <資金繰り支援>	①	109	日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援		補
	②	111	中小企業信用補完制度関連補助事業		補 当
5. 事業承継支援	—	114	事業承継・引継ぎ補助金(中小企業生産性革命事業の一部)		補
6. 働き方改革支援	①	116	キャリアアップ助成金		補 当
	②-1	117	年収の壁・支援強化パッケージ		補 当
	②-2	118	年収の壁・支援強化パッケージ(キャリアアップ助成金[社会保険適用時処遇改善コース])		補 当
	③	119	キャリアアップ助成金(正社員化コース)拡充		補
	④	120	業務改善助成金		補 当
	⑤	122	人材開発支援助成金		当
	⑥	123	両立支援等助成金		補 当
⑦	125	働き方改革推進支援助成金(①業種別課題対応コース、②労働時間短縮・年休促進支援コース、③勤務間インターバル導入コース)		当	

事業の種類	枝番	頁	事業名	日商 経由	区分
7. 省エネ、再エネ導入、温室効果ガス削減支援	①	126	CASE対応に向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業		当
	②	127	省エネルギー設備への更新を促進するための補助金		当
	③	128	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業		当
	④-1	129	中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費		補
	④-2	130	中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費		当
	⑤	131	省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費		当
	⑥	132	需要家主導による太陽光発電導入促進補助金		当
	⑦-1	133	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金		補
	⑦-2	134	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金		当
	⑧	135	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)		補 当
	⑨	136	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業		当
	⑩-1	137	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		補 当
	⑩-2	138	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業		補 当
	⑪-1	139	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業		補 当
	⑪-2	140	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業		補 当
	8. 海外展開、知的財産支援	⑫	141	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	
⑬		142	商用車の電動化促進事業		補
①		143	経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靱化支援事業		補
②		144	重要技術総合管理事業		当
③		145	国際出願促進交付金		当
9. 物流効率化支援	④	146	中小企業等海外展開支援事業		当
	⑤	147	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業等		当
	①	148	物流効率化に向けた先進的な実証事業		補
	②	149	中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金		補
	③	150	物流革新に向けた食品等流通総合対策		補 当

II. 主な事業者向け補助金等

1. 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり、IT、販路開拓等支援）関連事業①

事業名	小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)		
新規/継続	継続	予算区分	2023補
事業の概要	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等に要する費用の一部を補助		
政府予算額	2,000億円【複数年度分】の内数	うち商工会議所分	未定 (2019年度補正予算:約509.8億円(一般型第13回締切分まで採択ベース))
補助上限額・補助率等 および補助・委託の 対象事業(費用)など	<p>【補助率・補助上限額】 2/3、50万円(通常枠) 2/3、200万円(賃金引上枠)※一部類型において赤字事業者は3/4 2/3、200万円(卒業枠・後継者支援枠・創業枠) →免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乘せ。(最大250万円)</p> <p>【対象事業(費用)】 小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓等(通常枠)に加え、賃上げ(賃金引上枠)や事業規模拡大(卒業枠)や創業や後継ぎ候補者等の新たな取組(創業枠・後継者支援枠)といった環境変化に関する取組に係る費用</p> <p>【公募期間】【事業期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15回の公募開始は、2024年1月15日(調整中)。第15回の締切は、2024年3月14日(調整中)。 ・第16回以降のスケジュール等は未定。 <p>※応募方法は、原則、持続化補助金申請システムによる電子申請(政府が開発した統一的な補助金申請システム(名称:Jグランツ)から変更)。紙方式でも申請可能</p>		
予算利用対象者(要件、 選定方法、上限など)	<p>経営計画に基づき販路開拓の取組等を行う小規模事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営計画や、販路開拓等の補助事業計画を外部有識者が審査して選定 <p>※参考:商工会議所地区の採択事業者数 一般型第13回締切分まで:61,221事業者(2019補)</p>		
所管官庁	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 TEL:03-3501-2036		
事業の実施にあたって の受付・相談窓口	商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局 TEL:03-4330-3480 問合せ対応時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く。)		
日商担当部署	中小企業振興部 TEL:03-3283-7879		

II. 主な事業者向け補助金等

1. 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり、IT、販路開拓等支援）関連事業②

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 **2,000億円**

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) **サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) **事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**
事業承継・M&A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

申請類型	補助上限額	補助率	
省力化（オーダ-メイド）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	
製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新製品・サービス開発促進特別2/3
	成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
グローバル枠	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	

※大規模向け特例：補助事業終了後、3～5年で大幅が倍上(取組中の事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ)（※新製品・サービス開発促進特別を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。

申請類型	補助率	補助率	補助率
省力化（オーダ-メイド）枠	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	成長分野進出類型（DX・GX）	グローバル枠
通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	3,000万円(4,000万円)
補助率	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新製品・サービス開発促進特別2/3	2/3	中小：1/2、小規模：2/3

成果目標

- それぞれ以下の達成を目指す。
- 【ものづくり補助金】
 - ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
 - ・事業化を達成した事業者の割合が支援総額が、事業終了後5年時点で、年率平均キリ5%以上向上
- 【持続化補助金】
 - ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上
- 【IT導入補助金】
 - ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること
- 【事業承継・引継ぎ補助金】
 - ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

II. 主な事業者向け補助金等

1. 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり、IT、販路開拓等支援）関連事業③

事業名	IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)(中小企業生産性革命推進事業の一部)		
新規/継続	継続	予算区分	2023補
事業の概要	中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。		
政府予算額	2,000億円(中小企業生産性革命推進事業)の内数		
補助上限額・補助率等 および補助・委託の対 象事業(費用)など	1. 通常枠(A類型/B類型) 2. インボイス枠[旧・デジタル化基盤導入枠] ①電子取引類型[旧・商流一括インボイス対応類型] ②インボイス対応類型旧・デジタル化基盤導入類型 3. 複数社連携IT導入枠 4. セキュリティ対策推進枠 ※1～4. それぞれの補助額・補助率・補助対象事業 ⇒次頁参照 ※1～4. いずれも、2月16日(火)より受付開始予定。 → <u>切等詳細スケジュールは https://it-shien.smri.go.jp/pdf/r4_new_schedule.pdf 参照。</u>		
予算利用対象者(要件、 選定方法、上限など)	中小企業・小規模事業者等(インボイス枠電子取引類型については大企業も対象) (※)常勤従業員100人以下の商工会議所も対象		
商工会議所利用実績	2023年度実績 <1. 通常枠>新発田、小松、鹿沼、藤沢、刈谷、城陽、徳山<2. インボイス枠(旧・デジタル化基盤導入類型)>鹿沼、水戸、鎌倉、洲本、多度津、府中、那覇(2023年12月現在) →詳細は https://www4.cin.or.jp/21_23_ithojo_cci.pdf 参照。		
所管官庁	1. 通常枠、2. インボイス枠)経済産業省 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 TEL: 03-3501-1511 3. 複数社連携IT導入枠)経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課 TEL: 03-3501-1511 4. セキュリティ対策推進枠)経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課 TEL: 03-3501-1511		
事業の実施にあたって の受付・相談窓口	IT導入補助金事務局 TEL:0570-666-376		
日商担当部署	情報化推進部 TEL:03-3283-7912		

II. 主な事業者向け補助金等

3. ものづくり・サービス開発・設備投資等支援（1. を除く）①

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課

中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
		※賃上げ要件を達成した場合、 ① 内の値に補助上限額を 引き上げ	

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

Ⅱ. 主な事業者向け補助金等

4. 金融支援① <資金繰り支援>

事業名	日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援		
新規／継続	継続	予算区分	2023補
事業の概要	新型コロナウイルス感染症の影響のもとで債務が増大した事業者、物価高騰に加え、処理水放出に伴う風評や一部の国や地域による輸入規制強化による影響を受けた事業者の事業継続、賃上げ等に取り組む事業者の支援等のため、日本政策金融公庫等による資金繰り支援を行う。		
政府予算額	680億円(うち財務省計上51億円)(前年度予算:778億円(うち財務省計上115億円))		
補助上限額・補助率等 および補助・委託の対 象事業(費用)など	<p>(1)セーフティネット貸付 物価高騰に加え、処理水放出に伴う風評等の影響から売上減少を余儀なくされている事業者に対して、セーフティネット貸付の金利引下げ(▲0.4%)により支援。</p> <p>(2)新型コロナ対策資本金劣後ローン等 新型コロナウイルス感染症の影響で債務が増大した事業者に対し、民間金融機関が資本と見做すことのできる長期間元本返済のない資本金劣後ローン等により支援(直近決算が黒字であっても金利負担により実態上赤字になる事業者向けの運用改善を含む)</p> <p>(※)貸付制度は2024年3月末まで(既貸付先への運用改善は2024年3月以降も実施)</p> <p>(3)賃上げ等に取り組む事業者向け融資 賃上げ等に取り組む事業者に対する、資金繰り支援を拡充</p>		
予算利用対象者(要件、 選定方法、上限など)	・コロナの影響により、債務が増大した事業者、物価高騰に加え、処理水放出に伴う風評や一部の国や地域による輸入規制強化による影響を受けた事業者や、賃上げ等に取り組む事業者		
商工会議所利用実績	—		
所管官庁	中小企業庁 事業環境部 金融課 TEL:03-3501-2876		
事業の実施にあたって の受付・相談窓口	日本政策金融公庫		
日商担当部署	中小企業振興部 TEL:03-3283-7917		

II. 主な事業者向け補助金等

5. 事業承継・引継ぎ支援

事業名	事業承継・引継ぎ補助金(中小企業生産性革命推進事業(2023補)の一部)		
新規/継続	継続	予算区分	2023補
事業の概要	事業承継・M&A・グループ化後の新たな取組(設備投資、販路開拓等)や、M&A時の専門家活用費用等を支援		
政府予算額	2,000億円(2023補)の一部		
補助上限額・補助率等 および補助・委託の対 象事業(費用)など	<p>2023年度補正予算による類型</p> <p>①経営革新(事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組(設備投資・販路開拓等)に係る費用の補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援型・経営者交代型・M&A型の3つの類型に分かれる。 ・補助率は1/2~2/3で、補助上限は600万円。但し、一定の賃上げを行う場合は800万円に引き上げ <p>②専門家活用(経営資源引継ぎ時の士業専門家の活用に係る費用の補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い手支援類型、売り手支援類型の2つの類型に分かれる。 ・補助率1/2~2/3、上限600万円 ※経営資源の引継ぎが実現しなかった場合は補助額が半減 <p>③廃業・再チャレンジ(廃業に伴う費用(原状回復・在庫処分等)を補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率は1/2~2/3で上限150万円。なお、①、②との併用可 		
予算利用対象者(要件、 選定方法、上限など)	事業承継・引継ぎを行う事業者や、それを契機とした設備投資や戦略立案を行う事業者 事業承継・引継ぎにあたり廃業する事業者		
商工会議所利用実績	—		
所管官庁	中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL:03-3501-5803		
事業の実施にあたって の受付・相談窓口	中小機構・認定支援機関等		
日商担当部署	中小企業振興部 TEL:03-3283-7917		

II. 主な事業者向け補助金等

6. 働き方改革支援①

キャリアアップ助成金

令和6年度当初予算案 1,106億円 (829億円) ※()内は前年度当初予算額

令和4年度実績：75,265件、令和4年度執行額：589.2億円

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名/コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置/加算額（1人当たり）
正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員化 <small>※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む</small> ▶ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	①有期→正規： 80万円 (60万円) (※) ②無期→正規： 40万円 (30万円) (※) <small>※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額</small> ▶ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に延長し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。	正社員化コース ■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用 1事業所当たり 28.5万円 ■母子家庭の母若しくは父子家庭の父 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ■通常の正社員転換制度を新たに現定し転換 1事業所当たり 20万円 (15万円) ■対開発支援助成金の特定の訓練終了後に正社員転換 ① 9.5万円 ② 4.75万円 ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに現定し転換 1事業所当たり 40万円 (30万円) ■有期の職歴能力開発訓練または定額訓練の終了後に正社員転換 ① 11万円 ② 5.5万円
障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規： 90万円 (67.5万円) ②有期→無期： 45万円 (33万円) ③無期→正規： 45万円 (33万円)	
賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上5%未満： 5万円 (3.8万円) ②5%以上： 6.5万円 (4.9万円)	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)
賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円 (45万円)	
賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり 40万円 (30万円)	賞与・退職金制度導入コース ■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)
社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施 <small>※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 労働時間の延長は、週あたり1時間以上等</small>	(1)手当等支給メニュー 50万円 (37.5万円) (※1) (2)労働時間延長メニュー 30万円 (22.5万円) <small>※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円</small>	※[]は、大企業の場合のみ。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重傷障害者の場合は、①120万円(90万円)②160万円(45万円)となる。

